

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年6月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 まさば及びごまさば太平洋系群（令和8年7月～令和9年6月）

1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県まさば及びごまさば漁業	現行水準

第2 ずわいがに太平洋北部系群（令和8年7月～令和9年6月）

1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県ずわいがに漁業	現行水準

第3 まだら本州太平洋北部系群（令和8年7月～令和9年6月）

1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量

試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県まだら漁業	試行水準